

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貨物	令和2年6月2日	有限会社越路運輸 (法人番号9110002013674) 代表者山田利治	新潟県五泉市大字 菅出字大畑ケ1369-4	五泉営業所	新潟県五泉市中川 新568-1他2筆	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第4項	令和元年9月10日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)1箇月の拘束時間に関する違反(安全規則第3条第4項)(3)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)(4)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)	4	4
一般貨物	令和2年6月10日	株式会社デンテツ運輸 (法人番号7220001004450) 代表者谷坊哲夫	石川県金沢市打木 町東1436	本社営業所	石川県金沢市打木 町東1431-2	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第4項	令和2年1月17日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)	1	1
一般貨物	令和2年6月16日	美野里運送倉庫株式会社 (法人番号4050001011938) 代表者岩松健臣	茨城県小美玉市堅 倉1698-12	富士見営業所	長野県諏訪郡富士 見町富士見字根重 2001-1	輸送施設の使用停止 (100日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第3項 及び第17条第4項	令和2年3月10日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反(法第9条第3項)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第2項)(3)点呼の記録不実記載(安全規則第7条第5項)(4)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(5)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(7)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)	10	10
一般貨物	令和2年6月17日	有限会社新栄建設工業 (法人番号7220002007972) 代表者新木孝志	石川県金沢市畷田 東4-1161	本社営業所	石川県金沢市東蚊 爪町1-2-1	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第4項	令和2年1月22日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)休日労働の限度違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)(4)点呼の実施不適切(安全規則第7条第1項～第3項)(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(6)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。